

厚岸町規則第21号

厚岸町乳児等通園支援事業の認可等に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

厚岸町長

三浦克宏

厚岸町乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、乳児等通園支援事業に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に規定する認可（以下「認可」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の15第1項に規定する認定（以下「認定」という。）及び同法第54条の2第1項に規定する確認（以下「確認」という。）に関し、児童福祉法、子ども・子育て支援法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可等の申請)

第2条 認可及び確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する申請書を提出する前に町長と協議しなければならない。

(認可等の基準)

第3条 認可の基準は、児童福祉法及び厚岸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年厚岸町条例第16号）に定めるところによるものとする。

2 確認の基準は、子ども・子育て支援法及び厚岸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年厚岸町条例第11号）に定めるところによるものとする。

(意見の聴取)

第4条 町長は、認可又は確認をしようとするときは、厚岸町子ども・子育て会議条例（平成25年条例第32号）第1条の規定により設置された、厚岸町子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

（認可等の決定）

第5条 町長は、第2条の規定による認可申請を受けたときは、その内容を審査し、認可する場合は乳児等通園支援事業認可通知書（別記様式第2号）により、認可しない場合は乳児等通園支援事業不認可通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 町長は、第2条の規定による確認申請を受けたときは、その内容を確認し、申請者に対し、確認結果通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（認可等内容の変更）

第6条 児童福祉法施行規則第36条の36第3項に規定する届出は、乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）（別記様式第5号）により行うものとする。

2 児童福祉法施行規則第36条の36第4項に規定する届出は、乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他設備等の変更）（別記様式第6号）により行うものとする。

3 子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第44条に基づく申請は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（別記様式第7号）により行うものとする。

4 子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第47条第1項に基づく届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（事務所の名称等の変更）（別記様式第8号）により行うものとする。

5 子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第47条第2項に基づく届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（別記様式第9号）により行うものとする。

6 町長は、第3項の規定による変更申請を受けたときは、確認変更結果通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

（廃止、休止又は確認辞退）

第7条 児童福祉法第34条の15第7項に規定する事業の廃止若しくは休止をしようとする場合又は子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条に基づ

く確認の辞退をしようとする場合は、乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（別記様式第11号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、承認する場合は乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書（別記様式第12号）により、承認しない場合は乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書（別記様式第13号）により通知するものとする。

（認定の申請）

第8条 子ども・子育て支援法第30条の15第1項に規定する申請は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（別記様式第14号）により行うものとする。

- 2 子ども・子育て支援法第30条の15第3項に規定する認定証は、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（別記様式第15号）とする。

（認定の消滅届）

第9条 支給対象乳児等の保護者は、認定された事項が消滅した場合は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書（別記様式第16号）を町長に提出しなければならない。

（認定の変更届）

第10条 支給対象乳児等の保護者は、認定された事項に変更があった場合は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届（別記様式第17号）を町長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第11条 町長は、子ども・子育て支援法第30条の18第1項の規定により乳児等支援給付認定を取り消す場合は、支援給付認定取消通知書（別記様式第18号）により通知するものとする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても

行うことができる。

別記様式第1号（第2条関係）

（表面）

別記様式第1号（第2条関係）

乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

厚岸町長 様

所在地

申請者 氏名（又は名称）

代表者氏名

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可及び子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 電話： メール：		
設置者・事業者の代表者	フリガナ	職名	
	氏名	生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日		

(裏面)

2. 添付書類

- (1) 乳児等通園支援事業実施計画書（一般型：別紙1-1、余裕型：別紙1-2）
- (2) 施設全体の付近見取図
- (3) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面等
 - ・建物図面（平面図、立面図等）の写し（各部屋の用途や面積等を明示したもの）
 - ・設備の概要
 - ・土地及び建物の登記簿謄本（登記事項全部証明書）
 - ・賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し（不動産の貸与を受ける場合のみ提出）
 - ・建物の建築確認検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書）
- (4) 事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程、安全計画）
- (5) 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴等
 - ・履歴書（経歴書）
 - ・（経営の責任者）法人全部事項証明書（登記簿謄本）
 - ・（福祉の実務に当たる幹部職員）資格証（保育士等）の写し
- (6) 収支予算書等
 - ・収支予算書（収支計画、収入項目（補助金、利用料等）、支出項目などを記載したもの）
 - ・借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書（企業会計の基準による会計処理を行っている場合）
 - ・直近3年間の運営状況（決算書等）（社会福祉法人及び学校法人以外の場合）（法人全体のもの）
 - ・借入金返済（償還）計画書（事業に関し、借入れ等を行っている場合のみ提出）
 - ・預金残高証明（社会福祉法人又は学校法人は提出不要）
- (7) 乳児等通園支援事業を行う者の経歴等
 - ・職員一覧表
 - ・職員の履歴書
 - ・資格証明書（保育士等）の写し
 - ・研修の認定証（修了証）の写し
- (8) 乳児等通園支援事業を行う者の資産状況を明らかにする書類等預金残高証明（社会福祉法人又は学校法人は提出不要）
- (9) 法人の場合、その法人格を有することを証する書類等（登記事項証明書（又は法人登記簿謄本））
- (10) 定款、寄附行為その他の規約（設置者の定款又は寄附行為等の写し（法人又は団体の場合））
- (11) 誓約書（兼役員等名簿）（別紙2）
- (12) 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにする書類
- (13) 事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
 - ・職員勤務体制表（シフト表など）
 - ・就業規則、給与規定、経理規程等
 - ・社会保険加入確認書類（健康保険・厚生年金・労働保険関係）
- (14) 乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項
- (15) その他町長が必要と認める書類

別記様式第2号（第5条関係）

別記様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付、で申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、児童福祉法第34条の15第2項の規定により下記のとおり認可しましたので通知します

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 区分
- 4 事業開始年月日

別記様式第3号 (第5条関係)

別記様式第3号(第5条関係)

年 月 日

搖

學岸田氏

乳児等通園支援事業不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通国支援事業の認可については、下記の理由により認可しないことをしたので通知します。

25

理肉

[illegible]

別記様式第4号 (第5条関係)

別記様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

按

厚岸断崖

確認結果通知書

特定乳児等通園支援事業者の確認申請については、下記のとおり決定しましたので、結果を通知します。

51

1. 申請日	年 月 日
2. 確認対象事業所	事業所の名称 事業所の所在地 区分 事業所の代表者名
3. 確認結果	
4. 確認日	年 月 日
備考	

2

一、**起**：是文章开头的部分，一般占全文的百分之十左右。它的主要作用是引起读者的注意，引出下文的内容。在写作时，要注意开头的简洁明了，不要过于冗长。

二、**承**：是承接开头的部分，一般占全文的百分之二十左右。它的主要作用是进一步展开开头的主题，为下文的内容做好铺垫。在写作时，要注意承的连贯性，使文章读起来流畅自然。

三、**转**：是转折的部分，一般占全文的百分之二十左右。它的主要作用是引出下文的内容，使文章产生波澜。在写作时，要注意转的巧妙性，使文章读起来引人入胜。

四、**合**：是总结全文的部分，一般占全文的百分之十左右。它的主要作用是总结全文的主题，使文章有一个圆满的结局。在写作时，要注意合的简洁有力，使文章读起来回味无穷。

別記様式第5号（第6条関係）

別記様式第5号（第6条関係）

乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）

年 月 日

厚岸町長 様

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項に変更がありましたので、児童福祉法施行規則第36条の36第3項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 _____
	電 話: _____
	メー ル: _____

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
☐	事業所の名称
☐	事業所の種類
☐	事業所の位置（所在地）
☐	（法人又は団体の場合）定款、寄附行為その他の規約

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変更の理由	

4. 添付書類

別記様式第6号（第6条関係）

別記様式第6号（第6条関係）

乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他設備等の変更）

年 月 日

厚岸町長 様

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項を下記のとおり変更したいので、児童福祉法施行規則第36条の36第4項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地	〒		
	電話:		
	メール:		

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
☐	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
☐	事業の運営についての重要事項に関する規程
☐	経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

別記様式第7号（第6条関係）

別記様式第7号（第6条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）

年 月 日

厚岸町長 様

所在地 _____

申請者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 _____
	電 話: _____
	メー ル: _____

2. 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
利用定員を増加しようとする理由							

3. 添付書類

別記様式第8号（第6条関係）

（表面）

別記様式第8号（第6条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（事務所の名称等の変更）

年 月 日

厚岸町長 様

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第54条の3において準用する同法第47条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 _____
	電話: _____
	メール: _____

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の場所（所在地）
	設置者（申請者）の名称及び主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所
	設置者（申請者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書 等
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規程

(裏面)

	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変更の理由	

4. 添付書類

別記様式第9号（第6条関係）

別記様式第9号（第6条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）

年 月 日

厚岸町長 様

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を減少したいので、同法第54条の3において準用する同法第47条第2項の規定に基づき、届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒
	電話:
	メール:

2. 利用定員を減少しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（減少）の利用定員（人）			
0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
現に利用している 小学校就学前子どもに対する措置							
利用定員を減少し ようとする年月日							
利用定員を減少 しようとする理由							

3. 添付書類

別記様式第10号 (第6条関係)

別記様式第10号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

原上草

確認変更結果通知書

特定乳児等通園支援事業者の承認変更申請（利用定員の増加）については、上記のとおり決定しましたので、結果を通知します。

54

1. 申請日	年 月 日
2. 事業所の名称	
3. 確認結果	
4. 確認変更日	年 月 日
備考	

4.

- [illegible]

別記様式第11号（第7条関係）

別記様式第11号（第7条関係）

乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書
（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

厚岸町長 様

所在地 _____

申請及び届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第7項の規定による認可の廃止若しくは休止又は子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退をしたいので、以下のとおり申請及び届出します。

事業所の名称			
事業所の所在地	〒 _____		
	電 話:	メー ル:	
廃止、休止又は確認辞退の理由			
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置			
廃止、休止又は確認辞退をする予定年月日	年 月 日		
（廃止の場合） 財 産 処 分			

別記様式第12号（第7条関係）

別記様式第12号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった乳児等通園支援事業認可廃止又は休止については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
廃止又は休止 予定年月日	
備 考	

別記様式第13号（第7条関係）

別記様式第13号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書

年 月 日付で申請のあった乳児等通園支援事業認可廃止又は休止については、上記により不承認としましたので通知します。

記

事業所の名称	
不承認とした理由	

教育

- この決定は申請がある場合には、この決定がなされた日から起算して6か月以内は、厚岸町長において審査請求をすることができず、この決定がなされた日から起算して6か月以内であり、この決定の日（起算）から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなる。
- この決定については、この決定がなされた日から起算して6か月以内は、厚岸町長において厚岸町を代表する者は厚岸町長となす。を募集して、処分（取消し）の訴えを提起することとなるが、この決定がなされた日から起算して6か月以内であり、この決定の日（起算）から起算して1年を経過すると、厚岸町長を提起することができなくなる。なお、上記1の審査請求の場合には、当該審査請求に対する厚岸町長の処分（取消し）を提起して6か月以内は、処分（取消し）の訴えを提起することができず、

別記様式第14号 (第8条関係)

图 14-14 例 14-1 的图例

乳児等支援給付(こども服でも通園制度)決定中調査

星洲歐陽 題

次のとおり、乳児医療費給付に係る算定について申請いたします。

[illegible]

(依頼者(得意先)) 其氏名と所属している会社が 申請書に記載されます	フリガナ		北年月日	支所	所属者の 姓(姓)
	氏名				
	居住坪				
	本邦(日本)の住所 支所(日本)の住所 電話番号	☐ 既知者と同じ ☐ 既知者と異なる ☐ 既知者と異なる ☐ 既知者と異なる			
支所(日本)の住所 支所(日本)の住所 電話番号	☐ 既知者と同じ ☐ 既知者と異なる ☐ 既知者と異なる ☐ 既知者と異なる	支所(日本)の住所 支所(日本)の住所 電話番号	支所(日本)の住所 支所(日本)の住所 電話番号	支所(日本)の住所 支所(日本)の住所 電話番号	支所(日本)の住所 支所(日本)の住所 電話番号

代理店印	株式会社システムに電報利用有 ☐ 有 ☒ 無							
	フリガナ				生年月日		所属の部署	
	氏名							
	居住所	☐ 東京都内及び ☐ 都県外に居住	〒					
電話番号				メールアドレス				

調査を希望する児童の数					
ツリガド				生年月日	
氏名				性別	
居住所	☐ 申請者と同一 ☐ 申請者と異なる	T	申請者(申請者)との関係		
調査等の有無	☐ 有 ☐ 無	調査内容	☐ 身体障害者手帳 ☐ 障害児通所給付費等の支給状況 ☐ 障害年金 ☐ 障害者生活保護給付金 ☐ 障害児医療費 ☐ その他		
その他記載すべき事項の有無	☐ 有 ☐ 無	記載すべき事項の内容	☐ 家庭状況(申請者等及び必要となる児童等) ☐ 障害者手帳の取得 ☐ 支給するべき一時的な給付金および給付金の管理状況等を説明し、 ☐ 給付金 ☐ その他(必要に応じて)		
ツリガド				生年月日	
氏名				性別	
居住所	☐ 申請者と同一 ☐ 申請者と異なる	T	申請者(申請者)との関係		
調査等の有無	☐ 有 ☐ 無	調査内容	☐ 身体障害者手帳 ☐ 障害児通所給付費等の支給状況 ☐ 障害年金 ☐ 障害者生活保護給付金 ☐ 障害児医療費 ☐ その他		
その他記載すべき事項の有無	☐ 有 ☐ 無	記載すべき事項の内容	☐ 家庭状況(申請者等及び必要となる児童等) ☐ 障害者手帳の取得 ☐ 支給するべき一時的な給付金および給付金の管理状況等を説明し、 ☐ 給付金 ☐ その他(必要に応じて)		
ツリガド				生年月日	
氏名				性別	
居住所	☐ 申請者と同一 ☐ 申請者と異なる	T	申請者(申請者)との関係		
調査等の有無	☐ 有 ☐ 無	調査内容	☐ 身体障害者手帳 ☐ 障害児通所給付費等の支給状況 ☐ 障害年金 ☐ 障害者生活保護給付金 ☐ 障害児医療費 ☐ その他		
その他記載すべき事項の有無	☐ 有 ☐ 無	記載すべき事項の内容	☐ 家庭状況(申請者等及び必要となる児童等) ☐ 障害者手帳の取得 ☐ 支給するべき一時的な給付金および給付金の管理状況等を説明し、 ☐ 給付金 ☐ その他(必要に応じて)		

別記様式第15号 (第8条関係)

別冊刊行式第15号(第8 卷)刊行。

44 45 46

15

†††††

乳児等支援支給認定部（こども維でも通園制度認定課）

$$Z_{\text{in}} = \frac{1}{\frac{1}{Z_1} + \frac{1}{Z_2}} = \frac{1}{\frac{1}{100} + \frac{1}{100}} = 50 \Omega$$

34

兒童及被保護者登記部	
兒童姓名	
兒童生年(月・日)	年 月 日
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年(月・日)	年 月 日
登記の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日 又は、保護者或認定こころを病む人等が同意し、有効期間の延長するに承認された場合は主として、保護者の主治科外に転居した場合、認定科外に移住したとき
交付年月日	年 月 日

加入洗液量	
加入洗液量	
加入洗液量	
加入洗液量	
加入洗液量	
加入洗液量	

[illegible]

別記様式第16号（第9条関係）

別記様式第16号（第9条関係）

厚岸町長 様

年 月 日

届出者氏名

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定の消滅について届出します。

フリガナ	生年月日			年	月	日生
保護者名	住所			電話番号		

フリガナ	氏名	生年月日	年	月	日生
フリガナ	氏名	生年月日	年	月	日生
フリガナ	氏名	生年月日	年	月	日生
フリガナ	氏名	生年月日	年	月	日生

消滅理由	☐ 引越（異動日 年 月 日）※転出証明書の日付と同じ日付を記載してください。 （転出先市町村名 郡道府県 市町村）		
	☐ 入所・入園等		
	☐ その他（ ）		

別記様式第17号（第10条関係）

別記様式第17号（第10条関係）

提出書類 第

第 第 第

提出書類

新設等支店給付（これも給付も通関制度）送付変更届出書

1. この届出書は、送付先が変更になるものについて送付します。

送付先の変更は、送付先が変更になるものについて送付します。

送付先	送付先	送付先	送付先
送付先	送付先	送付先	送付先
送付先	送付先	送付先	送付先
送付先	送付先	送付先	送付先

送付先	送付先	送付先	送付先
送付先	送付先	送付先	送付先
送付先	送付先	送付先	送付先
送付先	送付先	送付先	送付先
送付先	送付先	送付先	送付先
送付先	送付先	送付先	送付先
送付先	送付先	送付先	送付先
送付先	送付先	送付先	送付先

2. この届出書は、送付先が変更になるものについて送付します。

送付先	送付先	送付先	送付先
送付先	送付先	送付先	送付先

送付先	送付先	送付先	送付先
送付先	送付先	送付先	送付先
送付先	送付先	送付先	送付先
送付先	送付先	送付先	送付先
送付先	送付先	送付先	送付先

送付先	送付先	送付先	送付先
送付先	送付先	送付先	送付先

別記様式第18号（第11条関係）

別記様式第18号（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

厚岸町長

支援給付認定取消通知書

子ども・子育て支援法第30条の18第1項の規定により支援給付認定の取消しを行いましたので、通知します。なお、支給認定証については上記のとおり返還してください。

記

認定番号	
児童氏名及び生年月日	
支援給付認定取消の理由	
支給認定証の返還先	
支給認定証の返還期限	

次に

1. この決定は不服がある場合には、この決定が作出された日から、衆議院の開幕して6か月以内には厚岸町長に対して審査請求をすることができ、この決定が作出された日から、参議院の開幕して6か月以内であれば、この決定が作出された日から起算して1年を経過する日まで審査請求をすることができ、これである。
2. この決定は不服がない場合は、この決定が作出された日から、衆議院の開幕して6か月以内には、厚岸町長に於て厚岸町を代表する者は厚岸町長（ないしその職務を継承して、厚岸町長に職務を継承する者がいない場合は、厚岸町長に代する者）を以て、衆議院の開幕して6か月以内であれば、参議院の開幕して6か月以内には、この決定が作出された日から起算して1年を経過する日まで、取消し請求を提起することができ、これである。
3. この決定は不服がない場合は、この決定が作出された日から、衆議院の開幕して6か月以内には、厚岸町長に於て厚岸町を代表する者は厚岸町長（ないしその職務を継承して、厚岸町長に職務を継承する者がいない場合は、厚岸町長に代する者）を以て、参議院の開幕して6か月以内には、この決定が作出された日から起算して1年を経過する日まで、取消し請求を提起することができ、これである。